

## 大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターとの統合について

### <検討が必要と考えられる視点>

- 平成21年の国会審議における議論やこれまでの経緯（参考1）を踏まえ、単に数を減らすのではなく、我が国の高等教育の質の向上や国際通用性の確保に資する法人としてのあり方
  
- 国立大学財務・経営センターが行っている資金の貸付・交付業務について、財投が活用されることや大学評価に関する業務等との区分の必要性を踏まえた独立性の確保（組織や長のあり方）
  
- 高等教育の質保証に関する業務について、国際的な質保証の枠組み構築、各大学の内部質保証支援や人材育成、研究機能の強化など、重点的に取り組む課題が多く見込まれるところ、その使命を果たすための組織のあり方

### 【参考1】これまでの経緯

#### <平成19年>

- 「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」  
大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターとは統合。

#### <平成21年>

- 平成19年の閣議決定を踏まえ、大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターの統合を含む法案を1月に提出。⇒当該2法人の統合については見送り。

国会審議では、大学の改革や大学に対する支援が多岐にわたって必要となる中、統合後の法人がどういう形でこれを支援していけるのか、組織のあり方をさらに精査して、単に数を減らすのではなくプラス面をしっかりと説明できるようにすることが必要といった議論がなされ、これら2法人の統合については時期尚早ということで見送られた。

- 「独立行政法人の抜本的な見直しについて（平成21年12月25日閣議決定）」  
上記閣議決定を当面凍結。

#### <平成22年>

- 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）」  
国立大学財務・経営センターについては事業の実施主体等に関する検討を行い、結論を得た上で廃止する。

<平成 24 年>

- 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成 24 年 1 月 20 日閣議決定）」
  - ・ 大学入試センター及び大学評価・学位授与機構については統合し、大学連携型の成果目標達成法人とする。
  - ・ 国立大学財務・経営センターについては廃止し、その業務のうち当面継続されるものについては、統合後の法人に移管する。

<平成 25 年>

- 「平成 25 年度予算編成の基本方針（平成 25 年 1 月 24 日閣議決定）」
  - 上記閣議決定を当面凍結。独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組む。

## 民間評価機関による認証評価の実施の促進に向けた取組等について

- 民間評価機関による評価の実施を促進するため、これまで、次のような取組を実施。  
[大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)]
  - ・機構が幹事機関となって「認証評価機関連絡協議会」を平成 23 年 1 月に設け、認証評価を巡る課題の検証、改善策の検討や評価人材育成のための研修の共同実施などを行い、機構のノウハウの普及を含めた各認証評価機関の評価の充実のための取組を進めている。
  - ・平成 23 年度及び平成 24 年度に評価手数料の値上げを行い、現在では民間評価機関の評価手数料の額の方が低くなっている。(参考1)  
[文部科学省]
  - ・認証評価機関の新設に関心を有する団体からの相談に応じるとともに、既存の民間認証評価機関(大学基準協会、日本高等教育評価機構)に対し実施対象校数の拡大に向けた検討の要請等を行うとともに、課題についても聴取。
  
- 我が国の認証評価制度は平成 16 年度から始まったものであるが、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて(答申)」(平成 24 年 8 月 28 日中央教育審議会)や「教育振興基本計画」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)でも、国際通用性等の観点から大学等の質を保証し、その向上を促すため、制度のさらなる改善が必要と指摘されている。(参考2)
  
- 民間認証評価機関による評価を拡大していくためには、民間認証評価機関における評価体制等の整備や、機構から民間評価機関への知見・ノウハウの普及などの条件整備が必要。  
また、我が国の認証評価制度全体を改善していくため、諸外国の質保証機関とのネットワークや質保証に関する調査研究の体制・実績を有する機構がその牽引役を果たすことが求められており、評価に関する PDCA サイクルを通じてそのような先導的役割を果たしていくことが必要。
  
- 文部科学省として、次のような取組を通じて課題の整理と対応方策の検討を行う予定。
  - ・引き続き認証評価機関連絡協議会における各認証評価機関の評価の充実に向けた取組の推進を促す
  - ・既存の民間認証評価機関に対する実施対象校数の拡大に向けた検討の要請、教育情報関係者等の民間事業者に対する認証評価の実施についての働きかけを行うとともに、受審者である大学団体等の意向等も聴取  
また、現在、中央教育審議会大学分科会において、認証評価の在り方を含む大学の質保証に関する議論が行われているため、この審議状況を踏まえつつ、認証評価に関し機構が担うべき役割の在り方についても検討を行う予定。

### 【参考 1】 機関別認証評価手数料について

<機構における手数料の値上げ>

- ・平成 23 年度：1 学部あたり 30 万円→35 万円、1 研究科あたり 20→35 万円

・平成 24 年度：基本費用 200 万円→360 万円、1 学部・1 研究科あたり 35 万円→63 万円

<各認証評価機関の手数料> (平成 25 年 4 月 1 日現在)

○大学評価・学位授与機構	基本料	360 万円
	1 学部あたり	63 万円
	1 研究科あたり	63 万円
○大学基準協会	(会員) 基本料	210 万円
	1 学部あたり	36万7500円
	1 研究科あたり	36万7500円
	(非会員) 上記料金+会費 (大学の収容定員に応じて 20 万円～120 万円) の 5 倍	
○日本高等教育評価機構	(会員) 基本料	210 万円
	1 学部あたり	52万5000円
	1 研究科あたり	26万2500円
	(非会員) 上記料金+会費 (学部の数に応じて 25 万円～45 万円) 7 年相当分	

## 【参考 2】

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて (答申)」(平成 24 年 8 月 28 日中央教育審議会)

## 8. 今後の具体的な改革方策

### ① 速やかに取り組むことが求められる事項

#### (大学支援組織)

大学の活動を支える大学間連携組織 (コンソーシアム)、大学団体、学協会、認証評価機関、大学連携法人等の大学支援組織は、学士課程教育の質的転換に大きな役割を果たすことが求められている。上記 (イ)、(ウ) のファカルティ・ディベロッパーや教育課程の専門スタッフの養成・研修などのほか、例えば以下のような取組が期待される。

(イ) アセスメント・テスト (学修到達度調査)、学修行動調査、ルーブリック等、学生の学修成果の把握の具体的な方策については、国際機関における取組の動向や諸外国の例も参考にしつつ、大学連携法人、大学間連携組織 (コンソーシアム)、学協会等において速やかに、かつ多角的に研究・開発を推進する。

(エ) 大学評価の改善については、各認証評価機関の内部質保証を重視する動きを踏まえ、全学的な教学マネジメントの下で改革サイクルが確立しているかどうかなど、学修成果を重視した認証評価が行われることが重要である (別添 3 参照)。また、それぞれの大学の特徴がより明確に把握できる客観的な指標の開発、大学がその機能を踏まえて重点を置いている教育活動や研究活動に着目した評価、後述するようにインターンシップ等で積極的に連携することが求められている地域社会や企業等の多様なステークホルダーの意見の活用、評価に関する業務の効率化を図ることなども重要である。これに関連して、文部科学省において、国際教育連携プログラムの評価や海外の大学との学位授与に関する連携の仕組みの在り方についても検討を進める。

「教育振興基本計画」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）

## 基本施策 9 大学等の質の保証

### 【基本的考え方】

- 学生の保護や国際通用性の観点から、大学等の質を保証し、基本施策 8 等における教育の質的転換の取組等とあいまって、その向上を促進するため、制度の改善や制度間の連携強化、教育研究活動の可視化促進などを図る。

### 【主な取組】

#### 9-1 大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立

- ・ 大学設置基準等の明確化や設置審査の高度化などを図るとともに、質保証に関するシステム（設置基準，設置認可，認証評価等）間の相互の連携を進め、大学における質保証の徹底を図る。

#### 9-3 大学評価の改善

- ・ 各認証評価機関の内部質保証（※）を重視する動きを踏まえ、全学的な教学マネジメントの下で改革サイクルが確立しているかどうかなど、学修成果を重視した認証評価が行われるよう、それぞれの大学の特徴がより明確に把握できる客観的な指標の開発，大学がその機能を踏まえて重点を置いている教育活動や研究活動に着目した評価，企業や地域社会等の多様なステークホルダーの意見の活用，評価に関する業務の効率化を促進する。

※ 高等教育機関が、自らの責任で自学の諸活動について点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努め、教育の質を自ら保証すること。

#### 9-5 国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化

- ・ 日中韓における質の高い大学間交流を拡大させる「キャンパス・アジア」の取組を推進する。また、高等教育の質保証に関する国際機関の取組や国際的な共通枠組み形成に貢献するため、我が国及び諸外国の高等教育制度に関する情報の収集・発信機能，国境を越えた教育連携・学修の評価等を担う体制を整備する。